

# 封建領主階級の解体と旧領主階級の

## 近代的投資家への転化過程

児玉典久

はじめに

### ——幕末維新期における旗本稻生家の動向と帰趨——

はじめに

#### 一 江戸幕府体制下における封建領主階級としての特質 (一) 知行地とその支配の特色

#### 二 江戸幕府崩壊期における帰順朝臣化の過程と旧封建領主特權の整理 (一) 幕末期における幕府軍役への対応 (二) 幕府崩壊後の帰順朝臣化の過程 (三) 旧封建領主特權の整理 (家臣の整理、屋敷の確保)

#### 三 近代社会における投資家への転化

##### (一) 秩禄処分 (禄制改革、禄税賦課、金禄公債の発行) の実態

##### (二) 近代的投資の展開 (公債・株の購入、不動産売買) おわりに

しかし、近年、旗本知行論の研究はめざましい発展を遂げ、従来の財政窮之一元論や旗本知行形骸化論は、幕藩制的集権に支えられて封建的分権 (旗本知行) が実現するという山口啓二氏の提唱にもとづき、旗本個別知行権の強固さ・整合性と独自な展開が着目されている<sup>(1)</sup>。一方、知行論の研究に対して、幕府官僚としての旗本の個別研究は少なく、幕府職制史研究における各職の機能・権能や特質の分析の他には新見吉治氏や進士慶幹氏らによる一般的な研究にとどまっている状況である<sup>(2)</sup>。特に、旗本の場合維新後、朝臣として江戸

(東京)に残つた者が少なく、大きな社会変革の波の中で、その後の動向のつかめない場合が多く、史料の制約もあり、激動の時代を迎えて、近代社会へ政治的・経済的・社会的にどう対応していくのかについては、深谷博治氏、後藤靖氏らの一般的動向を述べたものがあるのに過ぎず、個々の旧幕臣旗本の事例研究は少ない<sup>(3)</sup>。

本館収蔵の旗本稻生家文書は、旗本研究にとって、今後多いに、その活用が期待されるものである。以上のような旗本研究の実態成果をふまえ、幕藩体制崩壊論(幕府軍役体系の破綻による)、近代的資本投資論的視点も考慮しながら、幕末維新时期における稻生家の動向をもとに、(一)江戸幕府体制下における封建領主階級としての特質、(二)幕府崩壊期における帰順朝臣化の過程と旧封建領主特権の整理、(三)近代社会における投資家への転化過程について論考することにする<sup>(5)</sup>。

### 一 江戸幕府体制下における封建領主階級としての特質

本論である、江戸幕府崩壊期における帰順朝臣化・旧封建領主特権の整理とその後の近代社会における投資家への転化過程について述べる前提として、ここでは、江戸幕府体制下における旗本稻生家の封建領主としての特質について考察したい。この期における封建領主稻生家の特質には大きく、(一)知行地支配の貫徹にみられる知行地支配の特色、(二)幕府要職(旗本家として)就任にみられる幕府官僚としての「履歴」と行政手腕の発揮があげられる。そして、この

二つの大きな特質は、幕末維新时期に際して、稻生家の家政(財政)の安定をもたらし、その後の対応にも影響を与えたと考えられる。以下、この二点についてみていただきたい。

#### (一) 知行地とその支配の特色

稻生家は、光正の代に家康とともにに関東に入封し、武藏国高麗郡(後入間郡)多和目・和田・善能寺三カ村、同国足立郡丸カ崎・堀崎二カ村計五カ村に五〇〇石の知行を宛行われた<sup>(6)</sup>。その後増加をかさね、元禄期、正盛の代以降は、表①のように関東五カ国一七カ村に知行地を有し、その形態は分散相知行であった。幕末期には、稻生家家臣である四人の用人(主に江戸小石川邸に居住)の下、各知行村には、知行所一七カ村取締役の関田家(多和目村)を含めた八人の取締役を兼ねた名主および九人の名主が置かれ、各村における支配の実務を担っていた。取締役を兼ねた名主は、武藏国足立郡、上野国邑楽郡を除けば各郡に一・二名置かれており、郡単位の惣代名主的役割をはたしていたものと考えられる<sup>(7)</sup>。

知行地からの年貢収納量は、幕末期で、年平均田方より現米三七三石余、畑方より永一三二貫余、鑓三四貫余であった<sup>(8)</sup>。稻生家の財政は、正静の代の寛政七年(一七九五)から正興の代の初期である文化二年(一八〇五)にかけて、金八七三両余を勝手向要用として江戸の商人三河屋勘助等から借用しているが、すべて期限に返済しており、この時期が唯一稻生家の財政的危機を抱えた時期であつたと思われる<sup>(9)</sup>。この危機に際しても、知行地への年貢先納金の賦課等

表① 幕末期稻生家1500石の知行地と名主・年貢量（物成込高含、石未満切捨）

国	郡	村（現市町村域）	知行地	石高(石)	年貢量	取締役・名主
			石高(石)			
武藏	入間	多和目（坂戸市）	180	現米373余 永132貫余 鑑34貫余	取締 関田宇兵衛 取締 大室利右衛門 名主 今三郎 名主 金左衛門 名主 和平 名主 平左衛門 取締 小林五兵衛 取締 内田忠三郎 名主 治兵衛 取締 鎌形小右衛門	取締 関田宇兵衛
		和田（同）	77			取締 大室利右衛門
		善能寺（同）	65			名主 今三郎
	足立	丸ヶ崎（大宮市）	117			名主 金左衛門
		堀崎（同）	26			名主 和平
	下総	上蛇（茨城県水海道市）	151			名主 平左衛門
		若宮戸（同 石下町）	145			取締 小林五兵衛
		田下（同 千代川村）	82			取締 内田忠三郎
		加養（同 下妻市）	42			名主 治兵衛
		香取長岡（千葉県山田町）	196			取締 鎌形小右衛門
	常陸	鹿島木崎（茨城県神栖町）	46			取締 大槻辰右衛門
上野	邑楽	石打（群馬県邑楽町）	166			名主 重郎右衛門
		吉田（同 大泉町）	37			名主 藤右衛門
	新田	飯塚（同 太田市）	50			取締 岡田平左衛門
		下田中（同 新田町）	37			名主 十郎兵衛
下野	安蘇	下奈良（栃木県戸奈良町）	148			取締 田村長八
		赤見（同 佐野市）	100			名主 関蔵

知行地、石高は、明治元・9・20 稲生正行朝臣願書、年貢量は、明治2・10・28 5カ年平均1年収納高取調書(No30、31日記中)、取締役・名主は慶応3・正 御軍役銃手兵賦御用請証文(17カ村)(No103)による。多和目村の関田家は17カ村知行所取締役になっている。

村方負担への転嫁の事例はあまりみられず、逆に、慶応四年には、  
知行村名主は連印して稻生家からの拝借金返納の請書を用意して差し出しているように、村方援助をしており、封建領主としての稻生家の知行地支配の貫徹は強固なものであった。<sup>(10)</sup> そして、この享和文化期にかけての財政的危機を克服し、知行地支配を貫徹した

のは、次に述べるように、幕府官僚としての昇進を遂げることによつて、多額の足高や役料を職務加俸として得ることができたことが、その一因に考えられるのである。

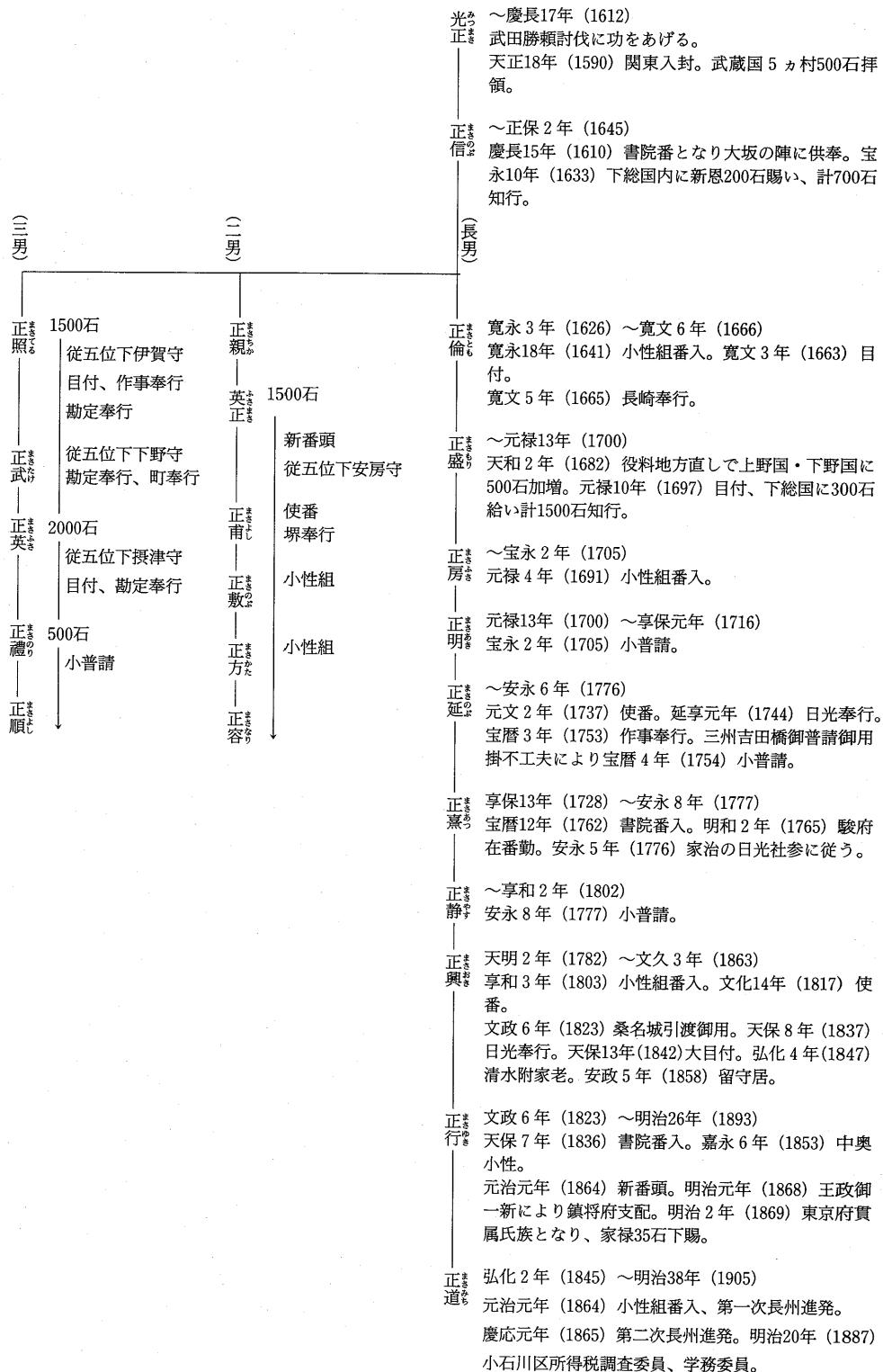
## (二) 幕府官僚としての履歴

表②系図と主な履歴によると、正信の後、二男正親、三男正照が分家し、それぞれ一五〇〇石、二〇〇〇石と本家に並ぶ程の大身の旗本になつてゐる。とくに、三男正照の子正武は従五位下下野守に叙任し、勘定奉行、町奉行の要職に就いてゐる。本家稻生家も正倫が目付、長崎奉行に、正延が従五位下備中守に叙任し、日光奉行、作事奉行等の要職に就いてゐる。その後、正延が作事奉行の時に三州吉田橋の普請に失敗し、翌宝曆四年（一七五四）小普請へ入つてからは要職に恵まれず、正静の時は、前に述べた通り、財政的危機に陥つた。正興が父正静の遺跡を継いだのは、そのような状況の時であり、享和三年（一八〇三）八月に小性組番に入つたものの文化二年まで、江戸の商人からの借用金を必要とした。

文化二年以降、借用金の必要がなくなつたのは、その後、正興が文化十四年（一八一七）の使番就任を機に、天保八年（一八三七）大目付（役高三〇〇〇石）、安政五年（一八五八）留守居（役高五〇〇〇石）と高い役職に就いており、役職についた足高（役高一本高の差高）や役料などの職務加俸を給付されるようになつたからである。正興の子正行も、嘉永六年（一八五三）中奥小性（役料三〇〇

表② 稲生家系図と主な履歴（寛政重修諸家譜、稻生家系譜No.342による）

封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程



俵)、元治元年(一八六四)新番頭(役高三〇〇〇石)に、正行の子正道も、同年小性組番(役料三〇〇俵)入と職務加俸を給付されているので、知行地一五〇〇石からの年貢収納も加えた稻生家の財政収入は非常に豊かであったことがわかる。<sup>(12)</sup>

以上、本論の前提として、旗本稻生家の江戸幕府体制下における封建領主としての特質を二つの側面からみてきたが、まとめると次のようになる。まず第一に、その知行地支配は封建領主として安定したものであり、一時の財政的危機はあったものの、知行地各村へ負担を転嫁させる程のものでもなく、江戸の商人からの借用金で克服できており、知行地各村からの年貢収納も円滑になされ、幕末期には、知行地村方への貸付金を実施することにより、村方の安定にもつとめていた。第二には、正興以降(特に正興)、幕府の有力な職に就くことにより、足高、役料などの職務加俸が給付され、知行地からの安定した年貢収納とともに、幕末期における稻生家の家政(財政)の安定をもたらした。

文久元年(一八六一)正興隠居後、家督を継いだ正行は、このようない状況で幕末の政治的激変と幕府の崩壊を迎えたのである。

## 二 江戸幕府崩壊期における帰順朝臣化の過程と旧封建領主特権の整理

ここでは、封建領主としての役割をある程度貫徹した稻生家が、(一)幕末の動乱に際して、さまざまな幕府軍役にどう対応していくか、(二)幕府崩壊後、旧幕臣として、帰順朝臣へどう転化していくか、(三)封建体制の解体にともない、旧領主特権(家臣・屋敷)をどう整理していくのかをみることにする。

(一)幕末期における幕府軍役への対応

幕末になると、幕府の軍制改革や二度にわたる長州征伐にともない、大名のみならず旗本への軍役も増すが、表③によると、幕府崩壊まで、稻生家は幕府軍役を忠実に遂行していることがわかる。

元治元年(一八六四)十一月二十四日には、同年九月小性組に番入した正道が、第一次長州征伐のために大坂城まで随従し、翌慶應元年(一八六五)三月二十五日に帰府してまもなく、五月二十一日には再び第二次長州征伐に随従し、同二年四月二十六日には遊撃隊に編入され、銃隊奥詰として京都で調練し、江戸に帰府したのは、同年三月(一八六七)二月二十七日のことであった。<sup>(13)</sup>また、同年正月には、知行所一七カ村から軍役銃手御用金一〇〇両、軍役兵賦増金二五両の上納請書を提出させたが、五月には、村方も時節柄難儀といふことで、多和目村、長岡村の御林伐採を許可し、用途にあてさせてている。<sup>(14)</sup>そして、同年十一月には、幕府勘定所へ軍役金(知行所物成半高軍役金四分一)二七八両を上納している。<sup>(15)</sup>

その後、幕府は、慶應三年十月に大政奉還をし、翌四年一月の鳥羽伏見の戦いに敗れ、四月に江戸城が明け渡され、二六〇年余続いた江戸幕府は崩壊し、封建制度の徹底的「打破」の上に基礎を持つ明治政府が誕生することになる。稻生家は、幕府が政権を維持し、体制が崩壊するまで封建領主(対幕府、徳川家)として知行宛行等

表③ 幕末維新期における稻生家（正行）の動向（一）

年号	稻生家の動向	幕府新政府等の動き
（二八六四）元治元年	11・19 惣領錦太郎（正道）長州進発御用仰せ付けられる（頭島津伊与より申渡）。 11・24 錦太郎 6ヶ時供揃にて出立。（供）浅見忠太夫、門井岩蔵、知行人3人、下被人足3人、本馬一足、品川より雇人足3人（持越品）鎖、手鎖、鉄砲2枚、切棒、駕籠、両掛け、明荷、（送り）太田二左衛門、知行所大室利右衛門、川崎宿まで送る。多和目村名主関田宇兵衛品川まで送る。	8・7 将軍長州征伐のため進発を令し、旗本の旅装は甲冑でなくてもよしとする。 10・13 御進発（第一次長州征伐）御供の面々へ心得達（休泊割である）。
（二八六五）慶応元年	3・26 昨日、錦太郎無滞帰府。 5・9 錦太郎（第2次長州征伐）御進発に付、頭島津伊与宅にて御手当金95両頂戴。 5・21 錦太郎 6ヶ時過出立。（供）忠太夫、岩蔵、知行人3人。	5・3 松平伯耆守御渡（御進発休泊割）。 5・16 長州再征のため、將軍家茂江戸進発。
（二八六六）慶応二年	9・4 錦太郎（正道）銃隊奥詰として京都にて調練。 12・21 正行、新番廃止に付勤仕並寄合仰せ付けられる。	8・26 將軍家茂大阪表にて薨御。 12・5 慶喜將軍宣下。 12・20 新番所、向後奥詰銃隊に勤番。番所銃隊奉行へ引渡す。
（二八六七）慶応三年	正月 知行所17ヵ村より軍役銃手御用金100両、軍役兵賦増金25両上納請書提出。 5月 村方時節柄難儀に付、長岡村の御林伐株許可用途にあてさせる。 11・22 知行所物成半高（4分1）軍役金278両幕府勘定所へ上納する。	9・2 軍役金、知行所物成平均の半減上納の令あり。 10・21 上意の趣（御政権朝廷に御帰し）。
（二八六八）慶応四年（明治元年）	3・10 不穏形成に付、奥方子供まで、女共家中家内まで、武州入間郡多和目村知行所へ差遣す。5ヶ時門前より船、花川戸で大船に乗替、川越新河岸へ。それより陸路4里で多和目村へ。役人関田宇兵衛宅へ止宿、陣屋ができ次第引移。（供）用入二左衛門、清右衛門、多和目、和田、善能寺村へ土産として1人1朱ずつ遺わす。 3・14 家内残らず多和目村へつく。 3・20 駆ヶ敷時節、早船にて荷物多和目村へ廻す。（具足櫃1つ、長持6掉、簞笥6掉、大つづら4つ、屏風1箱、箇包5つ） 4・29 奥様始め家内残らず、長屋家内まで今日乗船帰府。 閏4・16 骨折料として多和目村関田宇兵衛、相給組頭、和田、善能寺村役人へ褒美。 6・12 肝煎島田織部へ、朝臣願をせず、駿府徳川家への無禄奉公願を出す。 6・18 上様、旗本扶助成兼ニ付、稻生家來取極申渡す。 6・19 武藏知行所へ道具類差送り預る。 7・27 無禄（手当無）御領地移住奉公願の上書を寄合頭本多弥五郎方へ出す。 8・30 頭取本多弥五郎方へ、上屋敷短冊認め差出す。駿府表へ出立の頃合10月下旬ごろとする。（持越荷物）長持1掉、両掛け2荷、家来2人、（跡より罷越者）家族6人、家来	1・3 鳥羽・伏見の戦おこる。 2・6 万石以下の士の家族を采地を移らせ、采地なき者は百姓地を買入、借地を許す。  4・11 江戸城明渡し。  5・3 徳川家の相続を田安慶頼の子亀之助（家達）に命ず。旗本帰順の輩を朝臣となす。 5・24 徳川家達を駿府70万石に封づ。徳川氏の家臣の官位を奪い、旧旗本の采地を府県の所管とする。 7月 江戸を東京と改称する。 7・9 駿府領地請取後より申上次第移住すべく心得書付する。 8・1 前上様（慶喜）7・19水戸発、7・23夕海路にて駿州へ。 8・5 東京に鎮将府立置。（鎮台府廃止） 8・15 書付（朝廷御奉仕、扶助等願は日比谷御門元寺社裁判所にて取扱う）。

	<p>女共11人。</p> <p>9・7 駿府出立頃合書出、頭取へ差出す。(10・27出立海路予定)</p> <p>9・10 今朝、伴七郎右衛門(正道)出立、靈巖島より乗船、蒸気船にて駿河表へ発足。(供)浅見忠太夫、高沢熊蔵。</p> <p>9・20 兼て、御領地移住願置のところ、只今まで生活の見当なく、勘考の上朝臣願を元寺裁判所へ差出す。</p> <p>9・23 朝臣願進達の届書を寄合頭本多弥五郎方へ差出す。</p> <p>10・2 500両献納、旧采地下賜願を出す。</p> <p>10・9 鎮将府支配を仰せ付けられる。</p> <p>10・25 七郎右衛門(正道)駿府より帰府。</p> <p>11・28 辨事御役所への勤方志願書を渡辺虎之助方へ進達。</p>	<p>9・10 鎇將府より沙汰(屋敷引扒、屋敷取調ニ付朝臣願の者、暇帰農の者共、9・20までに掛札門戸へ設置)。</p> <p>9・24 鎇將府より沙汰(朝臣願の者25日限とし以後採用はこれなし)</p> <p>9・22 旧幕臣(朝臣した者)に対する第1次禄制改革実施。</p>
(一八六九年) 明治二年	<p>2・10 家来一同宛行取極申渡す。</p> <p>2・16 多和目・和田・善能寺へ預置荷物31品到着。</p> <p>2・26 受領屋敷小石川御門外新小川町864坪、其併拝領願を触頭安藤左京へ進達。</p> <p>4・26 徳川様へ御目見献上願伺書を織田上野方へ先日出す。</p> <p>5・19 七郎右衛門同道にて、徳川様へ御目見。用人川村大和へ献上物差出す。</p> <p>7・21 (7・26願の) 小石川御門外新小川町受領屋敷、従前の通り下賜の書付である。</p> <p>7・27 深川海辺築地下屋敷1000坪余と地統上知3ヵ所の地税上納拝借願を触頭安藤静雄へ出す。</p> <p>10・28 5ヵ年平均1年収納高取調書を辨官役所へ差出す。</p> <p>12月 第2次禄制改革により家禄が300俵から35石になる。</p> <p>12・18 深川下屋敷拝借相済地税上納の付札、触頭安藤よりうけとる。</p> <p>12月 深川海辺築地下屋敷地税12月分東京府へ上納する。</p>	<p>6・17 諸藩の版籍奉還を許し、藩知事(274人)を任命。</p> <p>12・2 政府、中下大夫、上士以下の禄を廃し、すべて士族・卒とし俸禄を削減する。</p>
(一八七〇年) 明治三年	<p>6・1 家臣深見義左衛門、高沢清右衛門の扶助金頂戴願を出す。太田二左衛門(協救社養豚掛り)、角田半三郎供ニ御國益の一方に粉骨碎身)、浅見忠太夫は活斗の見込があるので扶助金除名願出しが返却し頂戴になる。用人太田二左衛門、深見義左衛門、高沢清右衛門、浅見忠太夫、給人高沢大助、役儀差免し、是迄出精相勤ニ付金25両つゝ褒美として差遣す。貸付金も遣切にし、扶持米は当月分差遣す。高沢熊蔵(清右衛門伴)、太田左吉(二左衛門伴)、浅見又吉(忠太夫伴)は召遣す旨申渡す。</p> <p>6・22 家族並家来人員書差出す。</p> <p>7・3 正行隠居家督願書を安藤静雄方へ出す。(正道家督継ぐ)</p>	

元治元～明治3年までは、稻生正行日記(No25～31)、幕府新政府の動きは一部旗本略年表(『旗本』新見吉治著)、『近代日本総合年表』(岩波書店)によった。

に対する軍役を遂行しているのであり、軍役を貫徹しえたともいえ  
る。しかし、維新政府が版籍奉還、廢藩置県、秩禄処分と封建体制  
諸制度の「打破」を行はし、近代社会へ変容する中で、稻生家は旧  
封建領主的性格を整理、脱却し、近代社会での性格転化の必要にせ  
まられるのである。

## (二) 幕府崩壊後の帰順朝臣化の過程

江戸城明け渡し後、慶応四年五月、徳川家の相続が田安慶頼の子  
亀之助（家達）に命ぜられ、徳川家達が駿府七〇万石に封ぜられ、  
旧旗本知行地が府県の所管となり、旧旗本は、①帰順して朝臣とな  
り江戸（東京）にのこるか、②徳川家臣として駿府に移住するか、  
③帰農工商するかの三者择一をせまられた。<sup>(18)</sup> 稲生家（正行）は、明  
治元年九月二十日に朝臣願を提出し、帰順朝臣の道を選んだが、こ  
こでは、それまでの過程を稻生正行日記中にみられる文書（史料）  
を通して追いながら、選択の要因について考察してみたい。

まず、慶応四年六月十二日、肝煎嶋田織部へ、正行は次のような  
駿府徳川家無禄奉公願を差し出している。  
**(史料1)** （慶応四年六月十二日） 稲生正行徳川家無禄奉公願二付進達書  
午六月十二日

一先達而被 仰出候御書付之趣ニ付  
見込之心底相認候封書肝煎嶋田  
織部相願進達之様、今日義左衛門使者  
ニ差遣候處、落手之旨申越、

封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程

一右進達書左之通

(封書)

稻生<sup>(正行)</sup>  
伊勢

今般、以御書付被仰渡之趣、恐入奉  
敬承候、私家筋之儀者味方ヶ原御合戰  
之節後殿仕、其砌三遠ニ而高五百石

拝領仕、其外所々御陣之供奉仕、大坂  
兩度之御陣ニ茂御供仕、追々御加增  
被成下、當時高千五百石武藏、上野

下野、下総、常陸ニ而拝領仕罷在、今以

御朱印所持仕、式百年來余奉蒙

御厚恩、私儀も段々結構被  
仰付、新番頭迄相勤、去々寅年

御廃止相成候節、勤仕並寄合被  
仰付、都合三十一ヶ年無滞相勤、先祖<sup>5</sup>

代々無恙御奉公相勤、難有仕合

奉存候間、  
朝臣之儀者不奉願候、御暇之儀、仮令  
被仰付候共、決而二心之存念者無御座  
何時何様之御用も可相勤心底ニ御座候  
間、何卒無録ニ而取統候文者忠勤仕

度、御多人数之処、不省之身ニ而奉願候茂

奉恐入候得共、何とも御奉公ニ而も被

仰付被下置候得者、無此上茂難有何様

ニ茂粉骨ヲ尽精勤仕、年來之奉報

御厚恩度、幾重ニ茂無錄御奉公

奉歎願候、以上、

稻生(正行)  
伊勢印

右の通印封ニ而差出ス

日記 (No.三〇)

七月二十七日にも、正行は、同じような駿府移住無祿奉公願上書を寄合頭本多弥五郎へ差し出している。<sup>(14)</sup>また、駿府移住の方針にもとづき、次のような拝領屋敷（稻生家は小石川の本邸の他に二つの下屋敷を持っていた）の上ヶ屋敷（上地）証書も本多方へ差し出している。

(史料2) 稲生正行上屋敷証書  
(慶応四年八月晦日)  
戊八月晦日

一御書付之趣ニ付、頭取本多弥五郎方江  
認メ差出、左之通り

小石川新小川町  
上ヶ屋鋪八百六拾四坪  
徳川龜之助家来  
稻生(正行)  
伊勢

小石川水川明神坂上  
徳川龜之助家来

元高千五百石 本国尾張

徳川龜之助家来

深川海辺築地  
上ヶ屋鋪千坪余

徳川龜之助家来  
稻生伊勢

右半紙式ツ折三枚つ

日記 (No.三〇)

九月七日には、駿府出立頃合（十月二十七日出立海路予定）を頭取本多方へ差し出し、同月十日には、正行の子正道が用人浅見忠太夫、高沢熊蔵を供に靈巖島より乗船し蒸気船で駿府表へ出立している。ところが、二十日になると、江戸にのこつた正行は次のような帰順朝臣願を元寺社裁判所へ差し出しているのである。

(史料3) 稲生正行朝臣願書  
(明治元年九月二十日)

午九月廿日

一兼而御領地移住相願置候処、只今ニ至生活之見当無御座ニ付、勘考之上

朝臣可相願与決心致、今日元寺社裁判所江願書

并明細書ニ左衛門持參差出候処、松永喜三郎落手ニ相成、

一右ニ付、此度之儀匝鑄輔申人、万事取扱吳願書等も案文等致吳候願書左之通り

奉哀訴口上覚

生国武藏

勤仕並寄合

稻生伊勢  
(正行)

辰四十六才

石打村

吉田村

飯塚村  
同国新田郡

高三拾七石壱斗

高五拾石

宿所 小石川新小川町

知行所

高百八拾石武斗四升四合五勺

武藏国入間郡

多和目村

下野国安蘇郡  
戸奈良村

高七拾七石八斗八升七合

和田村

赤見村  
下田中村

高六拾五石壱升五合

善能寺村

高合千六百六拾八石六斗六升九合

物成詰込高

高百拾七石壱升六合

同国足立郡

内百六拾八石六斗六升九合

物成詰込高

高武拾六石壱斗武升五合

丸ヶ崎村

私儀、旧幕府ニ而勤仕並寄合罷在候處、当春

高百五拾壹石武斗壱升五合五勺

堀崎村

官軍御討入之節より謹慎罷在候處、今般

高百四拾五石五斗五升五合四勺

上蛇村

至仁好全厚被仰出も有之、誠ニ以感激之

高八拾壹石壱斗七升五合三勺

若宮戸村

余り奉哀訴候も深奉恐入候得共、此度何卒

高四拾貳石壱斗五升三合七勺

上田下村

朝廷江御奉公相勤度素意ニ付、奉懇願候

高百九拾六石壱斗

加養村

儀ニ付、方今御事多之折柄、家来共七人程

高四拾六石五升

長岡村

召使居候間、乍微力も御奉公相勤度、既ニ

高百六拾四石武斗四升貳合五勺

上野国邑楽郡

大久保与七郎ハ近親殊ニ由緒も有之藩ニも御座候

高四拾六石五升

木崎村

ニ付、當時東京府附属兵隊被

仰付、所々江人数も配布有之由伝聞も仕居候

二付、右隊江私并家來共相属尽力仕度奉存候、

出格之以 御仁恕御採用被成下置候ハゞ、至  
仁之御義と誠ニ以不堪感切難有仕合奉存候、依之  
此段奉哀願候、敬白、

明治元年辰年

九月廿日

稻生伊勢<sup>(正行)</sup>  
印

日記  
(No.三〇)

この正行の帰順朝臣を決心させた要因として次の三点が考えられる<sup>(20)</sup>。第一に、「兼而御領地移住相願候処、只今ニ至生活之見当無御座候ニ付、勘考之上朝臣可相願与決心致」とあるように、駿府移住しても徳川家臣としての生活基盤の保障がないこと。第二に、新政府による旧幕臣（東京府貫属）の禄制改革施行にともない、明治元年九

月十日に鎮将府より、「屋敷引払、取調ニ付朝臣願之者、暇婦農之者共、九月廿日迄ニ掛札門外へ致置」という沙汰が出され、稻生家にとつても屋敷に留まり東京にのこるか、屋敷を引き払うかの決断にせまられた結果、生活基盤としての屋敷を確保したかつたこと。<sup>(21)</sup>そして第三には、東京府貫属旧幕臣の禄制が九月二十二日に制定されるが、それ以前に政府からの朝臣受入期限が九月二十日、二十五日とされ、以後の請願が却下されたこと、そして微高ではあるが禄制改革による禄米支給により生活基盤の最低保障がなされたこと等が考えられる。この時の稻生家の新禄高は、元高が一五〇〇石であったので三〇〇俵であった<sup>(22)</sup>。

その後、正行は九月二十三日に、朝臣願進達の届書を寄合頭本多

方へ差し出し、十月二日に五〇〇両献納、旧采地下賜願を差し出し十月九日には鎮将府支配を仰せ付けられた<sup>(23)</sup>。また、十月二十五日には、駿府にいる正道を呼びよせ帰府させていた。十一月二十八日には、朝臣としての奉公志願書を進達している<sup>(24)</sup>。

以上、幕府崩壊後の稻生家の帰順朝臣化の過程をみてきたが、正行にとっての帰順朝臣化は、生活基盤の最低限度の保障が目的だったのであり、政府の禄制改革による家禄支給と受領屋敷の確保が要因となつたといえる。<sup>(25)</sup>

表④ 慶應4・6・18 稲生家家來取極申渡の内容 (No.30日記より)

No.	分類	家来名	役職	取極申渡の内容
1	×	太田二左衛門	用 人	手当金50両、存寄次第取続、用向勤居内は月々2朱ずつ小遣
2	×	深見義左衛門	同	手当金50両、存寄次第取続
3	×	高沢清右衛門	同	同
4	×	浅見忠太夫	同	手当金50両、存寄次第取続
5	×	高沢大助	給 人	手当金40両、用向の節召仕、月々2朱ずつ小遣
6	●	深見芳蔵	同	来3月迄の給金遣、用向の節召仕、月々2朱ずつ小遣
7	□	高沢熊蔵	近 習	同
8	□	太田佐吉	同	来3月迄の給金遣、存寄次第小遣差遣す
9	●	関 文助	中小性	来3月迄の給金遣、暇申付
10	□	浅見又吉	奥近習	来3月迄の給金遣、存寄次第小遣
11.12			門番 2人	来3月迄の給金、暇申付、1人のみ残す、月々2朱ずつ小遣
13.14			小遣 2人	同
15.16.17			中間 3人	同
18			深川下屋敷守	是迄の通り
19			水川下屋敷守	同
20		そて		来3月迄の給金遣召仕、月々2朱ずつ小遣
21		かね		同
22		吉弥		同
23		やえ	乳 人	来3月迄の給金遣す、是迄の通り召仕、給金も是迄通り、月々1朱ずつ小遣
24	●	とよ		来3月迄の給金遣す、暇申付
25	●	きん		同
26		かつ		同
27	●	まさき		同
28	●	たさき		同

分類：●は明治2年2月迄にやめた家来、×は明治3年6月までにやめた家来、□は明治3年6月以降ものこった家来

しかし、三〇〇俵の家禄では従来の家臣を抱え養うことは不可能であり、正行は、次に述べるように家臣の整理を行うとともに、屋敷の確保に懸命になることになる。

### (三) 旧封建領主特権の整理（家臣の整理、屋敷の確保）

ここでは、封建領主稻生家の解体にともなう旧領主特権の整理過程を、家臣の整理、屋敷の確保という面からみていくこととする。まず家臣（旧幕府からみれば陪臣）である用人、給人、近習、小性等の整理過程について述べたい。

表④は、慶応四年六月十八日稻生家家来取極申渡の内容をまとめたものであるが、これによると幕末期の稻生家家臣の規模をしることができる。その規模は、用人四人、給人二人、中小性一人、奥近習一人であり、ここまでが主要家臣で一八人おり、その他門番一人小遣二人、中間三人、下屋敷守り二人、乳人一人、女中八人を加えると総人数は二八人抱えていたことになる。この時の家来取極では中小性閥丈助、門番一人、小遣一人、中間二人、女中五人の計十人に暇を申し付けており、用人、給人等は存寄次第、用向之節召仕等としている。表⑤は、明治二年二月十日の稻生家家来宛行取極をまとめたもので、この時の家来総人数は一七人で、慶応四年六月から一人減少している。その後、明治三年五月の東京府による陪臣並以下の者共への扶助金下賜にともない、同年六月一日、用人太田二左衛門、深見義左衛門、高沢清右衛門、浅見忠太夫、給人高沢大助の五人が役義差免されている。六月二十二日の「稻生家家族家来人

表⑤ 明治2・2・10 稲生家家来宛行取極の内容 (No.31日記より)

No.	家来名	宛行米金	備考 (渡方)
1	(太田) 二左衛門	3斗5升入玄米10俵、金7両	御渡相場を以て、3.6.9.12月4度渡す
2	(深見) 義左衛門	同	同
3	(浅見) 忠太夫	同	同
4	(高沢) 清右衛門	同	同
5	(高沢) 熊蔵	3斗5升入玄米3俵、金4両	同
6	(太田) 佐吉	同	同
7	(高沢) 大助	3斗5升入玄米10俵、金5両	同
8	門番1人	金2両2分、月々香物代1朱	同 (飯は末より焚出しの事)
9	小遣1人	同	同
10	中間1人	同	同
11	深川下屋敷守 藤助	3斗5升入玄米2俵、金3両	益暮渡
12	水川下屋敷守 久次郎	金1両2分	同
13	そて	金3両、飯焚ニ付月々1朱ずつ	
14	かね	金3両2分、飯焚ニ付月々1朱ずつ	
15	吉弥	金2両1分	
16	乳 やえ	金8両	
17	かつ	金2両	渡方4度

他に、別当中間1人暇の事、馬相止の事とあるので、この時まで馬を飼っていたことがわかる。また(浅見)又吉がもれている可能性もある。

員差出書によると、戸主稻生三蔵（正行）の他に家族八人（男四人・女四人）、家来九人（男四人・女五人）、元家来一三人（男五人・女八人）、小者二人と記されている。以上のような過程を通して、稻生家の家臣整理は行われた。家臣整理の過程でも、多額の手当金、褒美金が出され家臣の生活保障をしているのであり、幕末期における家政（財政）の安定がそのことを可能にしたのである。

次に、屋敷の整理についてであるが、正行は旧領主特権としての屋敷の確保に懸命になつてゐることが次の史料より窺える。

(史料4) 稲生正行受領屋敷其便拂領願書  
(明治2年2月26日)

(明治二年)  
辰二月廿六日

四角江拝領棒杭建ル、

一此度居屋敷其併拝領願書触頭

安藤左京へ進達相願左之通

元高千五百石

稻生伊勢(正行)

私儀

受領屋鋪小石川御門外新小川町八百  
六拾四坪住居罷在候二付、別紙絵図  
面之通、其併拝領被 仰付候様仕度  
奉存候、依之絵図面相添此段奉願候  
以上、

行政官支配

二月

安藤静雄触下(正行)

印

日記 (No.三一)

(史料5) (明治二年七月二十一日)  
小石川受領屋敷下賜書付

(明治二年)  
卯七月廿一日

一去ル二月廿六日奉願候居屋敷  
拝領之義、今日御書付触頭  
安藤左京与請取、左之通り

稻生伊勢(正行)

朱 小石川御門外新小川町受領  
印 刻  
屋敷從前之通下賜候事

右之通、御書付御渡二付屋敷

(史料6) (明治二年七月二十七日)  
稻生正行深川下屋敷拝借願書  
西七月廿七日

一深川下屋敷拝借願書絵図面  
相済、触頭安藤静雄江頼申達  
左之通、且本書奉書半切調印  
控美濃紙式通、半紙式通絵図面  
五枚差出ス

元高千五百石 稲生伊勢(正行)

私

下屋敷深川海辺築地千坪余

年来所持仕候二付、地税上納拝借  
奉願候、可相成者右屋敷地繞飯田  
鉋太郎、高濱鉄三郎、小野七郎上地  
之分凡五百坪、是亦地税上納拝借  
奉願度、別紙絵図面相添、此段奉  
願候、以上、

七月

辨官支配

安藤静雄触下(正行)

稻生伊勢

印

日記（No.三一）

（史料7）深川下屋敷拝借相済付札  
（明治二年十二月十八日）  
卯（明治二年十二月）十八日

にとつて重要な資産になると認識していたのである。この稻生家の不動産（屋敷・土地）に対する認識は、後に述べる正行の近代的投資において新たな展開をみせることになる。

### 三 近代社会における投資家への転化

書面深川海辺築地  
屋敷当分拝借相済  
相当之地税可致上納  
事

印

日記（No.三一）

旧封建領主として、幕末期に稻生家は小石川新小川町の本邸（八六四坪）の他に下屋敷二つ（小石川氷川明神坂上八八坪余、深川海辺築地千坪余）を旧幕府から拝領していたが、明治二年二月に小石

川本邸の拝領願を差し出し、同年七月に下賜され、同じく七月に深川下屋敷の拝借願を差し出し、十二月には拝借が許可されているのであり、深川下屋敷については地税十二月分を東京府へ上納している。稻生家にとっては、旧封建的特權の延長として辛うじて家禄が支給されているものの、いずれ処分される家禄は生活基盤としての最低保障になりえないのに對し屋敷（不動産）の確保は、家の存続

て公債、株、不動産（屋敷、土地）である。ここでは、初期の資金となりえた金禄公債の利子を得るまでの過程である秩禄処分の実態を稻生家の場合でみたあとに、正行の公債、株、不動産投資の展開について述べていきたい。

#### (一) 秩禄処分（禄制改革、禄税賦課、金禄公債発行）の実態

封建制度を打破し、近代的中央集権国家をめざす明治政府にとつて、半封建的持質をもつ華士族の家禄を処分し、政府の財政支出をおさえることは急務の課題であつた。しかし、政府内においても木戸孝允等の反対もあり結局、地租改正とともになう大蔵省内の家禄廃止論の高まりの中で、秩禄処分は禄制改革以降、明治六年禄税賦課、

同八年金禄支給と形をかえながらも、同九年八月五日の大政官布告

第一〇八号で金禄公債証書発行条例公布をもつて断行された。<sup>(28)</sup> 以下、

稻生家における秩禄処分の実態を、禄制改革、禄税賦課、金禄公債

発行に分けてみることにする。

①禄制改革（第一次明治元年九月  
第二次明治二年十二月）

前にも、東京府貫属旧幕臣の第一次禄制改革が、明治元年九月二十一日鎮将府達をもつて行われたことについて述べた通り、旧幕臣として元高一五〇〇石を知行していた稻生家は、この改革により新禄高三〇〇俵（一俵三斗五升として一〇五石）に減禄された。その後、同二年六月旧諸侯の家禄が定められ、各藩藩臣の家禄も適宜改定すべきとの発令があると、旧幕臣に対する禄制も十二月第二次禄制改革として断行された。<sup>(29)</sup> この第二次禄制改革により、稻生家は三〇〇俵から現米三五石に再び減禄された。<sup>(30)</sup>

②禄税賦課（明治六年十二月）、金禄支給（明治八年九月）

明治六年（一八七三）には、禄制全廃をなお後日の課題として残しながらも、十二月二十七日太政官布告第四二三号をもつて、家禄税を設定し賦課することが公布された。<sup>(31)</sup> また第四二四号をもつて、「華士族禄税則」<sup>(32)</sup> が達せられた。これにより、家禄三五石の稻生家は四石の禄税を納めることになった。その後、地租改正により租税が金納化されると家禄も金禄支給になつた。稻生家の場合、家禄三五石（現米）から金禄二一〇円余の支給にかわつた。その結果、明

分の一部金禄を禄税引きの上、七〇円一二四銭を請取つてゐる（表

⑥）。

③金禄公債の発行（明治九年八月）

政府念願の秩禄処分は、明治九年（一八七六）八月五日大政官布告第一〇八号「家禄賞典禄ノ儀、永世一代或ハ年限等ヲ以給与有之候處、其制限ヲ改メ、來明治十年ヨリ別紙条例ノ通、公債証書ヲ以一時ニ下賜候条、此旨布告候事」をもつて完結した。「別紙条例七カ条」によると金禄公債額・公債の利率は、明治八年布告にもとづく金禄元高をもとに決められた。公債証書の種類は五円、十円、二十五円、五十円、百円、三百円、五百円、千円、五千円の九種で、明治十年から五年間据えおかれて、六年目から抽籤によって償還されることになつてゐた。稻生家金禄公債額は、金禄元高が二一〇円余として、

その一〇年三カ月分の二一六六円八九銭一厘に相当した。公債発行はやや遅れ、同十一年八月一日、正道が東京府で千円証書一枚、百円証書一枚、二十五円証書一枚、十円証書四枚と残金（現金）一円八九銭一厘を請取つてゐる。稻生家の公債は六分利付のもので、その金利額は年一二九円九〇銭になり、早速、明治十年十一月十三日には、東京府より半期分六四円九五銭を請取つてゐる。

以上、秩禄処分の過程における稻生家の実態をみてきたが、年利額一二九円九〇銭（一〇円八二銭／月、三六銭／日）では、当時の東京の最低日賃金が二三銭であつたことからすると、単なる生活最低保障額たるにすぎず、それを資本（幕末来の余蓄も含めて）とし

表⑥ 維新期における稻生家の動向(二) (No.50.51.52日記より)

年号	稻生家の動向
明治4年	3・25 協救社へ行く（他、7・5、9・23、9・28、明治5年3・27、明治6年3・23、6・29、12・22、27、28、31、明治7年2・27にも協救社に行く）。 9・28 協救社へ行き、社達事金200円差出す。
明治5年	4・25 協救社へ行く、社達事金200円差出す。 4・28 三ツ井より社達金300円手形請取、協救社へ行き差出す。 9・23 協救社へ行き利金切手請取、三ツ井へ行き引替。 11・26 四ッ谷御門外大泉八十吉方へ行き地面の儀談判、それより小石川仲町地面書替の儀ニ付同所大和屋へ行く。 11・27 小石川仲町地面三河や六右衛門殿持の処、今日此方地面ニ書替券状御渡ニ相成。
明治6年	5・27 協救社へ豚戻送書請取に行く。 9・14 早稲田資生堂配薬人へ社入、社入金100円差出す。
明治7年	4・27 深川東大工町小坂英雄邸、岩出惣兵衛へ相譲り、代金500円家作代50円計550円本人より請取。差状深川扱所にて書替。 5・24 慶徳寺、前通寺借請共恵社開社（右者、協救社六ヶ敷相成ニ付、同所基立金、達事金を基に居列、段々資本金差出貸付所相始、右益をいたし追々済方の仕法松田貞造初年にて相始ニ付）今日舍入。 6・28 当年半年分家禄石代にて御借米分御渡、切手扱所にて請取・引替。 7・9 共恵社へ立寄、資本金10円差出。 8・6 早稲田資生堂へ行、配薬益金20円請取。 9・24 小石川仲町地面95円にて譲る。 12・25 昨日御渡の家禄三ツ井組にて請取、40円50銭也。
明治8年	7・31 地面貸置く古川吉五郎地代店貸滞將明申さずに付裁判所へ出訴。 9・24 江戸川端地面見に行く。 9・30 本所表町へ売地見に行く。 10・5 当年分家禄3分1今日御金渡。 11・2 本所緑町売地見に行く。 11・10 団子坂上売地、駒込富士前元佐藤邸売地一覧。
明治9年	3・22 飯田町4丁目7番地吉田栄邸500坪余、家作100坪余買請、券状表書請取、代金910円渡す。 井上円次取扱二付金5円遣す。 10・26 駒込区務所へ参り、梅本末家徳太郎へ貸金65両、証文の通り、区長奥印し、並坂下町券状1通請取。 10・29 上落合村へ参り、田地書入102円の証文、福室藤右衛門より請取。 12・20 当年分禄高の内3分1金70円東京府にて御渡。 12・26 当邸凡376坪炮兵本廠御用地に成、今日地代金家作引料とも炮兵方に引渡、一金1569円70銭。
明治10年	3・23 昨9年家禄の内2分5り御金渡47円東京府にて御渡。 4・26 炮兵本廠御用地ニ付1月5日より家作模様替に取掛り此程出来上り今日引移る。 4・27 中野区役所へ参り、上高田村分戸長の奥印証書10通請取、賃金高405円也（利米年13俵半也）。 5・22 昨子（9年）分家禄税御引の上、金70円24銭4り東京府にて御渡。 6・7 兼々、梅本徳太郎より邸当の地券（千駄木坂下町）家作とももの買取。 10・21 新栄町天津兵助方へ参り、協救社身代限り配当額置代理委任状4通、証書類12通取戻。 11・13 金禄利金丑10年分、半分金64円95銭東京府にて御渡。 12・10 明治堂、此度社長久保盛一、副社長本多従四位、代理原田豊教、赤田正健、稻生正道と取極、今日一同調印、諸道具、取扱薬品等一同立合、盛一へ引渡す。 12・13 本所猿江町売地一覧。 12・27 駒込千駄木坂下町12番地石橋陸太郎へ売渡（買取代金135円、売渡代金40円）。
明治11年	3・23 四ッ谷伝馬町1丁目2番地所持の処、今般三好九三郎へ285円にて譲渡す。 3・29 向島寺島村97番地谷村正顕地所家作木石とも有形の保450円にて買取。 8・2 金禄公債証書御渡、東京府へ正道参り請取。千円証書2枚百円証書1枚、25円証書1枚、10円証書4枚、残金1円89銭1厘は御金にて渡す（計2166円89銭1厘） 8・18 明治堂へ行、兼て立替金の内100円利8円受取。
明治12年	9・24 小石川指ヶ谷町市川半兵衛所持の地所90番地買取。（地所2反7畝14歩代金100円、竹木有形の保代金65円50銭）この談判、磯野取扱ニ付、挨拶金2円50銭遣す。 11・17 金禄利子御渡請取。 12・11 明治堂株金譲渡の儀ニ付、社長久保盛一を被告人ニ下谷2丁目勘解出願。 12・23 明治堂退社の義勤解、一条扱人森成より自談申越聞済（自分退社株券は株金と引替の約定書取置、正道は副社長解任、平社員）。

明治 13年	1・13 下総国権与右衛門、福田仁兵衛、村田与兵衛へ貸金催促の儀、梅本久右衛門を代理に願い、券状証文など渡す。
	5・25 買入の公債利子東京府にて渡す。
	7・30 中村や彦造方へ参り、25円公債証書を求める。
	8・20 大泉へ参り公債証書125円買取。
	8・29 向島邸売渡相談相整、明30日取引約定書取替地浅草橋場町34番地金子喜和方同居中郷八郎右衛門へ売。(地坪2反9畝28歩代価425円、家作19坪7間5勺代価150円、庭木石生垣内とも代価250円計825円)
	9・29 公債証書200円大泉より買取。
	10・21 大泉へ参り両替、公債買(但200円公債買、跡950円ハ預置)
	11・2 兼て買置の金禄公債の7分利子東京府にて請取。
	2・28 高田村鈴木清兵衛へ参る。高田村には貸金の内6名今日返金皆済請取合金255円。
	3・25 小石川指ヶ谷町90番地2反7畝余所有の処、代金590円にて清水甲子へ売渡。(世話人田代常吉へ20円、地守市川彦次郎へ10円遣す)
	4・1 関口台町21番地7反9畝14歩鈴木伝兵衛所有地代金350両にて買取。世話人丸山七兵衛方へ金10両礼に遣す。
	5・21 金禄公債買置の分利子東京府にて御渡。
	8・15 金禄公債六分利400円買入、御検印願に東京府へ行。
	10・11 此度右親保険社へ社入(正道、自分、お預、お籠、渡辺お姉様、かね)合10銭ずつ渡す。
	11・2 買置の七分利付公債の利子御渡。
	11・22 金禄の利子東京府にて御渡。
	1・9 浅草門跡分光社へ社入。
	2・15 麦酒会社へ正道入社、今日当町求友亭にて懇集会、正道参り株券2通受取。
	2・26 分光社約定書請取、規則の通り出金(積金4円、予備金2円、印紙他6銭、2月分掛金2円)。
	3・6 木挽町5丁目5番地鉄道会社へ正道入社、証書(5株)印鑑差出す。
	5・1 金禄公債の利子東京府にて請取。
	5・20 買置の金禄公債利子御渡。
	6・16 木挽町十五銀行へ参り、鉄道会社規則の通り5株分金25円渡す。
	11・1 買置の七分利公債利子東京府にて請取。
	11・15 金禄公債利子請取。
	2・22 駿河町三ッ井銀行へ参り、鉄道株金の内払込利子請取、木挽町鉄道会社へ参り、仮株券状請取。
	5・2 金禄公債六分利、東京府にて請取。
	5・15 関口台町邸の茶つみ、相場両ニ2貫400目ずつ。
	8・4 三ッ井銀行へ参り、鉄道株金渡し利子請取。
	2・11 木挽町鉄道会社へ行き、四会目株金払込、純益金請取。
	5・23 七分利公債利子、正道東京府にて請取。
	2・19 木挽町鉄道会社へ行く、株金の内六会払込、益金請取。
	3・21 木挽町鉄道会社へ行く、追募券5株引受、金5円払込。
	5・13 山下町鉄道会社(株取扱が山下町に移る)へ行く、追募株金20円払込、券状3枚請取。
	5・22 公債七分利東京府にて請取。
	5・25 七分公債100円額面を金95円50銭にて売る。山下鉄道会社へ行く、旧五株分皆払込金120円渡す。
	6・26 万橋内駿遼局へ行く、銀貨100円預ける。
	7・29 万橋貯金預所へ行く、1円銀貨10両、おいつ分10両預ける。正道も紙幣にて13円預ける。
	11・4 七分利公債利子東京府にて請取。
	11・14 小川町大久保へ行く、加藤家賃請取。
	11・19 六分利公債利子東京府にて請取。
	2・19 鉄道会社へ行、新株払込(益金差引)
	5・1 六分利金禄公債利子東京府にて請取。
	6・26 本所松倉町売地見に行く。
	6・29 横川町売地見に行く。
	7・2 小川町売地見に行く。
	7・20 飯田町邸へ佳作5棟新築大工峯太郎へ申し付ける(建坪62坪、請負金545円)。
	10・26 関口台町邸、志摩万次郎へ金1000円にて売渡約定取極、手金100円受取。
	10・29 向島寺島村売地見に行く。
	11・2 六分利公債利子、日本銀行にて正道請取。関口台町邸売渡残900円請取。加藤清助周施に付金30円遣す。
	11・13 分光社抽籤で当籤を引く、金円渡方は追而通知。
	11・24 分光社へ行く、当籤恵与金差引金51円50銭請取。

	12・4 向島寺島村1330番地篠原惣三郎地所1反8畝6歩並家屋55坪余、竹木石とも代金375円にて買取。 12・15 北豊島郡雑司ヶ谷村613番地2反9畝25歩、樹木有形の保代金275円にて山本栄太郎より買取。 12・20 牛込若松町1番地田村福松地所370坪、家屋土蔵付庭木石植物有形の保代金910円にて買取。請取地券裏書も済み、蒔田義方周施、同人へ差配申し付ける。 12・25 江戸橋通信省へ貯金払下に行く。
明治20年	5・10 六分利金禄公債利子日本銀行にて請取。 6・7 大久保村売地見に行く。 6・16 飯田町5丁目21番地売地見に行く。 7・30 飯田町売地見に行く。 11・16 飯田町売地見に行く。 11・18 六分利金禄公債利子日本銀行にて請取。
明治21年	2・15 分光社へ行く。当籤公債の利子1円83銭3厘請取。 5・6 三崎町売地見に行く。 5・10 鉄道会社へ行く。新株6会払込、本年券集株3株請払込、益金請取。 7・1 築土(地)売地見に行く。 11・22 六分利金禄公債利子日本銀行にて正道請取。
明治22年	1・28 分光社へ行き、公債利子2円請取。 4・10 雜司ヶ谷村字水原614番地1反2畝7歩代金100円にて宮城孝太郎より買取。
明治23年	2・28 分光社へ行き、公債利子2円請取。 5・6 六分利金禄公債利子日本銀行にて請取。
明治24年	3・23 分光社へ行き、公債利子2円請取。 5・6 元分利公債利子日本銀行にて請取。 8・5 鉄道会社新株昨卯2月募集端株四株分の益金9円99銭6厘会社にて正道請取。 11・10 六分利金禄公債利子日本銀行にて請取。
明治25年	2・6 分光社退社に付割戻金二口にて金21円53銭4厘正道本社にて請取。 5・4 六分利金禄公債利子日本銀行にて請取。 8・15 鉄道会社本年募集端株の益金22円20銭2厘本社にて正道請取。 11・4 六分利公債1040円籤當に付日本銀行にて請取。 11・5 築当金にて炭鉱、鉄道株券20株大泉より買求、一株54円80銭ずつ。

ての投資家への転化をよぎなくされるのである。しかし、五分利付公債取得者（一人平均公債額六万円、年利額三千円）である上級華士族が、それを資本に国立銀行設立に投資したり大土地所有者として、金融・地主資本家へ転化するのと違い、稻生家の場合、中（上級士族としての独自な投資を展開することになる。<sup>(34)</sup>

（二）近代的投資の展開（公債・株の購入、不動産売買）

近代社会における稻生家（正行）の投資の展開を、①協救社（共恵社）への投資（明治四～七年）と分光社への社入（明治十五～二十五年）、②公債（明治十三～十四年）、鉄道・炭鉱株（明治十五～二十五年）への投資、③不動産（東京府内の土地・屋敷）への投資（明治五～二十二年）に分けて考察することにする。

①協救社（共恵社）への投資と分光社への社入

協救社は、その農商への申渡書によると、「協救社之儀者、凶年飢饉之時、食物之助ヶとなし、外國貿易之御国産を繁徳なさしめんがため、豚を協救、茅<sup>(いぢ)</sup>を造り立る工夫を第一ニ相立候事」とあるように、明治初期に創られた士族（旧旗本用人等）による会社であり広く各地農村へ養豚を広め、種豚を貸付けることを業務としていた。<sup>(35)</sup> 稲生家の旧用人であつた太田二左衛門は、協救社養豚掛として、明治三年（一八七〇）四月には、下野国日光邊迄養豚弘メ方説諭として出張したりしている。<sup>(36)</sup> そのような関係もあってか、正行は明治四年七年にかけて、度々東京協救社へ行つており、同四年九月二十八日にには社達事金として二百円差し出しており、同五年四月二十五日に

も二百円、二十八日には三井より社達金三百円の手形を請取、協救社へ差し出している。そして、九月二十三日には協救社より利金を請取っている。協救社の經營の実態は詳ではないが不振であったようで、同七年五月十四日には、「協救社六ヶ敷相成ニ付、同所基立金、達事金を基に居列、段々資本金差出、貸付所相始益ヲいたし追々済方之仕法、松田貞造相始ニ付」とあるように、貸付所共恵社に引き継がれたようである。正行は協救社へ投資した関係上、この共恵社にも舍入している。以上のことから、この時期の正行の投資は成功したとは言い難いといえる。また、明治六年九月には早稲田資生堂薬配役人へ社入し、社入金一〇〇円を差し出したり、同十年十二月には薬品取扱会社明治堂の開業にともない、正道が副社長に就いており起業家としての一面もみせている。

分光社は、頼母子講的性格をもつた会社で、正行は明治十五年一月より社入しており、二月より毎月掛金二円を出している。同十九年十一月には抽籤で当籤を引き、当り金一〇〇円の内、公債証書請求分四〇円、社費二円、養老金五円等を差し引いた五一円五〇銭を請取っている。明治二十五年（一八九二）二月には分光社を退社しており、割戻金として二一円余を請取っている。

### ②公債、鉄道・炭鉱株への投資

金禄公債による利子の支払いが行われるのは、明治十年（一八七七）十一月からであり、その後も毎年五月、十一月に公債利金を請取っている。一方、窮況に立たされた七分利付公債受給者にとって

は、公債利金では生活が成立たず、公債を売り生活費にあてざるをえない状況であつた。このようにして売りに出された七分利・六分利付公債を正行は、明治十三年に四三〇円、同十四年に四〇〇円分購入している。また同十八年には七分利公債額面一〇〇円を九五円五〇銭で売却し、鉄道株購入の資金としている。

株への投資の始めは、明治十五年二月の麦酒会社であり、正道が社入し株券二枚購入している。同年三月にも、正道が鉄道会社へ社入と五枚購入し、その後も同十八年二月に五株、同二十一年五月に九株、同二十三年二月に四株と鉄道株を購入し、同二十五年八月には益金二三円余を請取っている。最大の大口購入は、同二十五年十一月の炭鉱鉄道株二〇株で、六分利公債の還償金一〇四〇円をすべて投資している。以上のように、公債、株への投資は一定程度の成功をおさめたといえる。また、松方デフレによる不況下にあつては、駅通局預金預り所へ預金するなどの才覚もみせていている。そして、これららの資金をもとに、正行がさらに投資したのが不動産（土地・屋敷）であった。

### ③不動産（土地、屋敷）への投資

表⑥により、正行の不動産（土地・屋敷）投資は、物件の購入・売却・貸付の三つの側面をもつて展開されているので、それぞれについてまとめるところとなる。まず物件の購入については、明治五年十一月に小石川仲町地面三河や六右衛門所持の処を買取のをはじめに、同九年三月飯田町吉田栄邸五〇〇坪余家作一〇〇坪余（代

金九一〇円）、同十年十一月駒込千駄木坂下町石橋陸太郎地所家作共（代金一三五円）、同十一年三月向島寺島村谷村正顕地所家作木石共（代金四五〇円）、同十二年九月小石川指ヶ谷町市川半兵衛地所（代金一六五円余）、同十四年四月関口台町鈴木伝兵衛所有地（代金三五〇円）、同十九年十二月向島寺島村篠原惣三郎地所（代金三七五円）、同月、北豊島郡雜司ヶ谷村山本栄太郎地所（代金二七五円）、

同月牛込若松町田村福松地所（代金九一〇円）、同二十二年四月雜司ヶ谷村字水原宮城孝太郎地所（代金一〇〇円）と計九件で代金三六七〇円にのぼっている。

一方、物件の売却は、明治七年四月の深川東大工町小坂英雄邸の岩木惣兵衛へ売渡（代金五五〇円）をはじめ、同年九月小石川仲町地面譲る（代金九五円）、同十年十二月駒込千駄木坂下町地所の石橋陸太郎へ売渡（代金四〇円）、同十一年三月四ヶ谷伝馬町地所の三好九郎兵衛へ売渡（代金二八五円）、同十三年八月向島寺島村地所の中邨八郎右衛門へ売渡（代金八二五円）、同十四年三月小石川指ヶ谷町地所の清水甲子へ売渡（代金五九〇円）、同十九年十月関口台町邸志摩万次郎へ売渡（代金一〇〇〇円）がなされ、同九年十一月の小石川稻生邸三七六坪の炮兵本廠御用地分一五六九円余を含めると、売却物件数八件で代金は四九五四円になる。

購入・売却による差益は単純に一二八四円になり、購入代金の約一・五倍が売却代金になつてゐる。個々の物件の差益についてみると、明治十一年三月に四五〇円で購入の向島寺島村谷村正顕地所は

同十三年八月には約一・八倍の八二五円で売却されており、明治十二年九月に一六五円で購入の小石川指ヶ谷町市川半兵衛地所は、同十四年三月には約三・六倍の五九〇円で売却されている。以上のことをから、不動産への投資にもとづく売却利益は相当な額であったことがわかる。また、売却以前の屋敷等については、貸し付けたりして店賃を得ていたようである。

次に、正行の不動産物件取扱のしくみについて、簡単にまとめた。正行の下には、東京府内の不動産（購入・売却）物件を探し、交渉するための取扱人（世話人）が数人おり、これらの取扱人の情報をもとに、物件の下見をし、購入者・売却者との交渉が取扱人を通してまとまつた後に、物件の購入・売却が行われているのである。物件購入・売却後は、取扱人に対して挨拶金・礼金が支払われている。この取扱人（世話人）には、井上円次、磯野、田代常吉、市川彦次郎、丸山七兵衛等の名がみえるが、東京府内の土地・屋敷についての情報に通じていることから旧幕臣の家臣であつたろうと思われ、その対象物件は金禄公債を売却せざるをえないような困窮士族の地所であつたろうと考えられる。そういう意味では、明治初期に旧封建領主特権が整理される中で、生活基盤のない士族の唯一の基盤であつた屋敷をめぐる不動産所有・不動産資本の再編成が行われているのであり、正行は生活基盤の安定した士族として、その再編に積極的に参画し投資していくといえる。

以上みてきたように、稻生家（正行）の近代的投資は、明治九年

秩禄処分の断行（金利支給は十年以降）以前は、協救社に投資したり薬品取扱会社明治堂の起業にかかわったりしているが成功したとはいはず、本格的な投資の展開は金禄公債が発行され金利支給の始まる十年以降であった。一つは、困窮士族の売り出した七分利・六分利付公債の購入と鉄道・炭鉱株の購入による配当利益の獲得である。そしてもう一つは、東京府内の土地・屋敷の購入・売却による差額利益の獲得であった。そして、それらは物件の売買を取扱う世話を介してなされているのであり、正行は旧幕下以来の才覚を發揮しているのであり、その結果、旧封建領主内における旧特権、つまり旧領主層として所有してきた不動産所有の再編がなされたとみることもできよう。

おわりに

封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程を幕末維新期における旗本稻生家の動向をもとに述べてきたが、要約すると次のようになる。(一)江戸幕藩体制下における封建領主稻生家の特質には、分散相知行ではあるが知行地支配の安定と貫徹がみられ、それは幕府官僚として代々要職に就き、足高や役料による職務加俸と安定した年貢収納にもとづく家政（財政）の安定により成り立っていた。(二)江戸幕府崩壊に至るまで、軍役金上納、長州征伐といった幕府軍役を稻生家は遂行しており、最後まで軍役を貫徹したといえる。また、幕府軍役体系にもとづく相互依存により幕藩体制が

成り立つという視点からみれば、稻生家は幕府崩壊期まで軍役に従事し、旗本扶助の見込がなくなるまで幕府（徳川家）への奉仕志願の姿勢をとっているのであり、知行地支配の貫徹とともに幕藩体制下における封建領主としての使命を全うしたといえよう。幕府崩壊後の帰順朝臣化は、生活基盤の保障が決断の要因になつており、禄制改革による家禄支給（減禄）と屋敷の維持がもたらされる帰順朝臣の道を選んだ。また、旧領主特権としての家臣の整理（家政改革）と屋敷の確保も円滑に行われた。(三)稻生家（正行）の近代的投資が本格的に展開されるのは、秩禄処分が断行され金禄公債が発行される明治十年代になつてからであり、その投資の内容は①七分利六分利付公債、炭鉱・鉄道株、②東京府内の不動産（土地・屋敷）であった。とくに、不動産（土地・屋敷）の売却利益は相当な額であり、明治初期から前期における稻生家の投資を特徴づけるものといえる。また、それら物件の購入者、売却者、取扱（世話）人は士族もしくはその家臣であると思われ、士族内における不動産所有・不動産資本の再編成と中上級士族による不動産資本の集中という独自な展開をみることができる。

なお、(一)の知行地支配については、各知行地側からの支配史料（多和目村名主で取締役の関田家文書等）を丹念に検討する必要があり、(三)についても、東京府内における明治初期から前期にかけての不動産（土地・屋敷）の動向を具体的に分析する必要があり、今後の研究の課題としたい。

最後に、本稿の執筆にあたって、貴重な御指導をいただきました埼玉大学森田武教授、史料の所蔵者である稻生正光氏をはじめとする稻生家のかたがたに記して感謝致します。

## 註

- (1) 戦後の旗本研究は、財政窮乏一元論から出発し、一九六〇年代には旗本知行権は分散・相給の知行形態による知行所の経済的非整合性などから元禄期には形骸化されたとする旗本知行形骸化論が、北島正元氏によつて理論化された(『江戸幕府の権力構造』岩波書店、一九六四年)。その後一九七〇年代には体系的な実証研究が蓄積され、理論的にも山口氏「日本封建制論」(『歴史評論』二八四、一九七四年の他)に、佐々木潤之介氏が旗本知行を固有の領主組織をもつ領有主体として積極的位置づけ、国家論研究の一貫として旗本領主権をとらえ直すという方法論的発展をみせた(『幕藩制国家論』『体系日本国家史3』東京大学出版会、一九七五年)。そのような理論的背景をもとに、関東近世史研究会による『旗本知行と村落』文献出版、一九八六年や川村優氏による『旗本知行所の研究』思文閣出版、一九八八年・『旗本知行所の支配構造—旗本石川氏の知行所支配と家政改革』吉川弘文館、一九九一年があり、今日の旗本研究の到達点を示している。
- (2) 新見吉治氏『旗本』吉川弘文館、一九七三年。
- (3) 進士慶幹氏『江戸時代の武家の生活』至文堂、一九八一年、『江戸時代武士の生活』雄山閣、一九八九年。
- (4) 深谷博治氏『新訂華士族秩禄处分の研究』吉川弘文館、一九七三年。後藤靖氏「家禄整理と士族の動向」『明治前期郷土史研究法』朝倉書店、一九七〇年。
- (5) 稲生家文書は、江戸(東京)の小石川邸に所蔵されていたもので、その後太平洋戦争の戦禍をのがれ、旧知行所多和目村正信庵(坂戸市)

に移され、その保存が保たれた。昭和四四年十二月、県立文書館開館にともない、稻生正康氏から寄託された。その後も、昭和四八年、平成三年と文書若干が追加寄託され、現在約一五〇〇点余に及んでいる。内容的には、知行関係・家関係・役儀関係に分類され、とくに役儀関係が充実している。

- (6) 元和三年には、稻生正信庵に徳川秀忠より知行安堵の朱印状がだされている(No.一二九〇)。
- (7) 慶応三年「御軍役銃手兵賦御入用御請証文」(No.一〇三)の連名による。
- (8) 明治二年「五カ年平均一年収納高取調書」日記(No.三二)所収による。
- (9) 寛政七年十月「借用申金子之事」(No.六一九)～文化二年八月「借用申金子之事」(No.六四七)までの二七通の借用証文による。
- (10) 慶応四年六月「知行所十一村拝借金返納請書」(No.七七九)による。また、慶応四年八月「天朝御領ニ相成候段届書」(No.七七七)が知行所常陸国鹿島郡木崎村名主大槻辰右衛門から稻生家役人中へ出されており、同村が柴山文平(上総・房州・下総・常陸監察兼知県事)配下になるまで知行地支配が貫徹していたことを思わせる。しかし、稻生家文書の知行支配関係文書は少なく、支配の貫徹が推測されるものの実証には乏しく、知行地側の地方文書による実証が必要である。

- (11) 稲生家文書をとりあげた役儀関係の研究には、日光奉行の職務や天保改革の日光神領における実態について、大館右喜氏「天保改革と日光神領」『埼玉県立豊岡高等学校校紀要』一、一九六六年、秋本典夫氏「幕藩体制下の日光神領」『宇都宮大学教養部研究報告』五、一九七二年、柴田豊久氏「日光奉行略考」『柴田豊久著作集』、河内八郎氏「天保改

革と日光領農村』『大日光』五七、一九八四年がある。使番について

は、拙稿「稻生家所蔵勢州桑名城引渡関係文書について」『文書館紀要』

四、一九九〇年がある。

(12) 知行地からの年貢収納については、知行地側にのこされている、各年の年貢関係文書を分析する必要がある。稻生家にも知行地からの年

貢皆済目録が数点残されているが、分析する程の数はない。

(13) 稻生家系譜（No三四二）による。その他正道は江戸から大坂まで

の進発日記、大坂や京の情勢をつづった日記を多数残している。

(14) 慶応三年十一月「軍役金上納申書」（No六四八）。

(15) 慶応三年五月「御請書（軍役等入用御林伐株三付）」（No一〇四）。

(16) (17) 小野正雄氏は、実質上、幕藩權力解体の時点を慶応二年としながら

も、なお形式上同四年まで幕藩權力は存在したとした上で、幕藩權力の一構成部分であるがゆえに領主たりえた旗本は、戊辰戦争による幕府倒壊まで、人民に対して領主權行使したと述べている（幕藩權力の解体過程）『歴史学研究』四九一、一九八一年）。

(18) この旧幕臣の動向について、深谷氏（前掲書）は、旧幕臣徳川氏から暇を乞うて農工商に帰し平民となつた者、静岡藩士になつた者、朝臣になり士族となつた者の数は明らかにすることができない。しかし、結局旧幕臣で士族の名称を最後まで保持するに至つた者の数は少ないよう想像されると述べている。

(19) 日記（No三〇）。

(20) 深谷氏（前掲書）は、新禄制の発表にともない朝臣願を出す者も多くあつたと述べている。

(21) 屋敷掛けは、板巾四寸、長二尺であり、(1)暇之上帰農工商に可相成分、(2)朝臣願之分、(3)駿河へ引越并主人屋敷移住之分、(4)地主受領地二住居借地斗りの分の4種類であった（No三〇日記所収）。

(22) 鎮将府達をもつて、旧幕下に対する禄米支給の制が定められたが、それによると万石以下五千石までの新禄高千俵にはじまり、稻生家の

概当する元高三千石以下千石までは新禄高三百俵であつた。

(23) (24) 日記（No三〇）。

(25) 深谷氏（前掲書）も、新禄制の発表にともない、朝臣願を出す者が多くあつたと述べている。

(26) 稲生家系譜（No三四二）。

(27) 正行の子正道も、区内公立小学校建設に携わったり、学務委員に奉職したりしているが、正行の投資展開を受け継いでおり、投資家としての側面を多くもつていた。正道の子正韶は、投資展開をなさず、陸軍士官学校に入学し、日露戦争にも陸軍大尉として出征している。

(28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) この禄制規則によれば、禄制は二一等に分けられ稻生家（三百俵）に概当する元禄四百石未満三百石迄はこの改正により三五石に減禄された。

(33) 太政官布告第一三八号で家禄・賞典禄は、地方ごとの明治五〇七年三年平均の貢納石代相場の金禄で支給することを布達したが、稻生家の金禄公債額二一六六円八九銭一厘を十年六ヶ月で割ると、この時の金禄元高がである。

(34) 後藤靖氏（前掲書）は、維新政権成立以後の家禄整理、とりわけ金禄公債証書発行条例の実施によって、士族層がどうなつたかについては、二つの側面から検討しなければならないとして①政治的動向、②経済生活の側面について指摘している。そして経済的側面について、上級華士族による①公債の資本および土地所有者への転化と下級士族による⑤大多数の貧窮化について述べている。

(35) 文書館収蔵武藏国埼玉郡新堀村名主大熊田家文書（No一四六七）「協救社より農商へ申渡書」など。

(36) 文書館収蔵武藏国入間郡赤尾村名主林家文書(No.六七二二)「東京協救社調所添書」(No.六七二二)「東京協救社総大院宛種豚預証券」。

#### 付記

本館では平成三年六月十五日から十月六日にわたり、第一七回収蔵文書展「旗本稻生家の文書—幕府官僚の職務と生活」と題した展示を開催し、筆者が企画を担当した。この展示にあわせ九月には歴史講座「江戸幕府の職制と旗本の生活」を二回にわたって開催した。うち一回は学習院女子短期大学教授松尾美恵子氏に「幕府官僚の職務と生活」と題してお話をいただき、もう一回を筆者が「旗本稻生家の代々と文書」と題して担当した。本稿は、これらの事業のなかから得た、成果の一端である。